

平成30年度

和歌山県町村会職員採用試験案内

- 受付期間 平成30年8月27日(月)～9月28日(金)必着
※ 郵送のみで受け付けます。持参による受付はしません。
- 第1次試験日 平成30年10月14日(日)午前9時10分開始
- 第1次試験場所 アバローム紀の国 2階 鳳凰の間
和歌山市湊通丁北2丁目1-2
TEL 073-436-1200

職員採用試験問い合わせ先

和歌山県町村会

〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館内

TEL 073-431-0131

和歌山県町村会とは…

和歌山県町村会は、県内の町村との連絡協調を図り、町村行政の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的に、大正5年に設立し、和歌山県内全21町村長で構成された団体です。

1 職種、採用予定人員及び職務内容

(1) 職 種 一般行政職

(2) 採用予定人員 1人

(3) 職務内容

和歌山県町村会において、一般事務に従事します。

2 受験資格

(1) 次の要件を満たす人

平成3年4月2日～平成9年4月1日までに生まれた方で、大学卒業程度の学力を有する方。

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験日及び試験場所

	試 験 日	試 験 場 所
第1次試験	平成30年10月14日 日曜日	アバローム紀の国
第2次試験	平成30年11月 日時等は、第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。	和歌山県自治会館
第3次試験	平成30年12月 日時等は、第2次試験合格者に対してのみ文書で通知します。	和歌山県自治会館

4 合格発表

第1次試験	平成30年10月下旬に受験者に通知します。
第2次試験	平成30年11月下旬に2次試験受験者に通知します。
第3次試験	平成31年1月初旬に3次試験受験者に通知します。

※ 電話による可否の照会は、受け付けません。

5 試験の方法及び内容

(1) 試験方法

	試 験 方 法	
第1次試験	筆記試験	時事、社会・人文、自然に関する一般知識 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力
	適性検査	事務職員としての適応性の正確さ、迅速さ等の作業能力 及び職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格から みる検査
第2次試験	面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接
第3次試験	面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接

(2) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度です。

イ 第1次試験の合格者は、筆記試験及び適性検査の総合得点順に決定します。ただし、それぞれに合格基準があり、基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となります。

ウ 第2次合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定します。

エ 最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点順に決定します。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込は、J I S規格の履歴書（A 4版）（以下「申込書」という。）で行います。

(2) 受付期間

平成30年8月27日（月）から受付を開始し、9月28日（金）必着のものを受け付けます。

(3) 申込方法

申込は、**郵送のみ**で受け付けます。

申込書に必要事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影したもので、無帽で本人と確認できる上半身正面向）を貼って、和歌山県町村会あて郵送してください。

また、封筒の表に「**受験申込**」と**朱書き**し、**必ず簡易書留郵便で郵送**してください。

(4) 申込先 和歌山県町村会

〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館内

(5) 受験票等の交付

申込書を受理した場合は、**受付期間終了後**に受験票を交付します。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理しない場合があります。

また、受験票が**10月5日（金）**までに到着しないときは、和歌山県町村会事務局（073-431-0131）までお問い合わせください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、和歌山県町村会の採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用予定時期は、**平成31年4月1日**です。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね179,200円（大学卒）で、経歴その他に応じて一定の額が加算されます。このほか和歌山県町村会職員の給与等規程の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(3) 勤務時間 午前8時45分から午後5時30分まで（7時間45分勤務）

(4) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

